

告 示

埼玉県告示第八百六十一号

測量計画機関である長瀬町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年七月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

長瀬町

二 作業種類

公共測量（二級基準点測量）

三 作業地域

秩父郡長瀬町大字野上下郷・中野上・本野上地内地区

四 作業期間

平成二十九年八月一日から平成三十年三月二十日まで